



申告時期です

期限は3月16日、早めに申告を

住民税と所得税の申告が始まりました。今年の申告期限は三月十六日までですが、期限がまぢかになると窓口は大変混雑します。そればかりでなく、落ちついて相談できなかったり、申告に必要な書類をそろえる時間がなくなったりする場合もあります。申告ができるだけ早めにすませましょう。

住民税

所得の多少にかかわらず申告を

●：市民税、県民税の申告用紙をみなさんのお手元に郵送します。同封されている別紙の「昭和五十六年度分市民税・県民税申告のしかた」をよく

税金は明日へ伸びるエネルギー

住民税申告書の一部です

所得税

申告は税務署へ

昭和五十五年分所得税の「確定申告と納税」も三月十六日までです。

所得や税額の計算方法などの相談を希望される方のために、「納税相談」をおこなっています。早めにお出かけください。

なお、確定申告をしなければならぬ方たちは、次のとおりです。

●事業所得や不動産所得など

わからないこと……相談を

- ▶住民税(市・県民税)……市役所税務課(☎4-2111 内線261~263)
- ▶所得税……新津税務署(☎2-2151) か税務相談室(新潟局一24-3710)

●：営業所得者の申告は、窓口の混雑を避けて、できるだけ二月中に申告されるようお願いいたします。

●：申告を受ける税務課の窓口には、今年も「受け付け所」を設けて、申告書の書きかたなどについての相談に応じるなど、市民のみなさんの便宜をはかります。お気軽にご相談ください。

※申告をしておけば便利※

住民税の申告は、ただ税金面に関係するだけでなく、いろいろな手続きなどに広く必要とされています。

たとえば、国民健康保険料

がある人

▼一般の人の場合：五十五年の所得金額の合計額が、扶養控除、基礎控除、そのほかの所得控除の合計額より多い人

▼みなし法人課税の選択をしている人

●給与と所得がある人

サラリーマンの大部分の方は申告する必要はありませんが、次のいずれかに該当する人は申告しなければなりません。

▼五十五年中の給与の収入金額が一千万円をこえる人

▼給与と所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が

の軽減措置や無拠出年金の受給、保育料の算定、福祉事務所からの各種手当の受給などのほか、みなさんが会社の共済にご家族を加えさせる場合に必要な非課税証明書なども、この申告をもとに行われます。ですから、所得の多少にかかわらず必ず住民税の申告をしましょう。

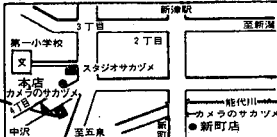
申告のさいにご持参いただくもの

- ：給与支払などの源泉徴収票
- ：医療費、農業者年金、生命保険料などの支払証明書
- ：身体障害者手帳などの証明書
- ：印鑑

お買物、ご用命は市内で



スシオカグラ
新津市本町四丁目5-1 ☎4-6211



文部省認可
婚嫁出張撮影
免許・証明写真
お見合写真

動物の診療・予防・検査・諸手術・入院
預り・健康管理 <月曜日休診・急患随時>

ニイツ動物病院

獣医師 白杉友義・獣医師 白杉多恵子
新津市本町2丁目7番21号 ☎2-5976・4-6262
(総合結婚式場「一楽」より五景方面へ200m左側)